



クルマを運転される方へ

コレ



道路の左側に描かれた

ってなあに?!

この上をクルマは
走ってもいいの?
誰が通るの?



青矢羽根は**自転車の通行位置**を示しています。

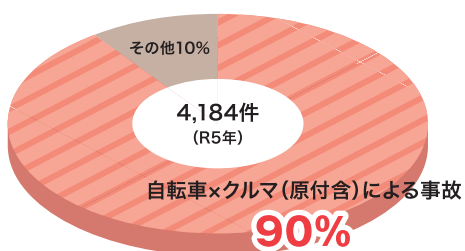
自転車は車道の左側通行が原則です。クルマが青矢羽根上を通行しても違反にはなりません。

ところで… 自転車の交通ルール、ちゃんと知ってますか?

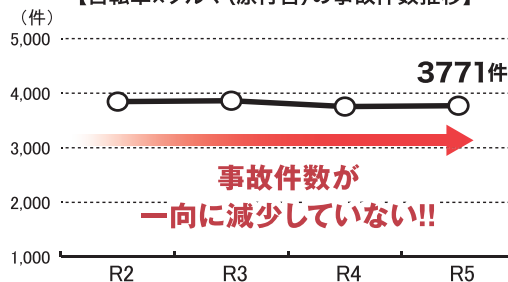
自転車に関する事故が年間**4000件以上**発生!

そのうち **自転車×クルマ(原付含)事故が90%** を占めています!!

【兵庫県内・自転車に関する事故の内訳】



【自転車×クルマ(原付含)の事故件数推移】



兵庫県内では自転車に関する事故が年間4000件以上も発生しています。
交通事故全体は少しずつ減ってきていますが、自転車に関する事故は一向に減っていません。

自転車安全利用
五則をチェック



まずは自転車の交通ルールを知ることが安全への第一歩!! >>>

ちゃんと知ってる？ クルマ・自転車の交通ルール 3 選

1 左折する時は 青矢羽根上まで左寄せ！

交差点を左折するとき、青矢羽根を踏んで左に寄せよう！
ただし、自転車は寄せてくるなんて思っちゃいけないから、巻き込まないように確認は念入りに。



2 青矢羽根上に停車する時は 右側の自転車に注意！

交差点、横断歩道を避ければ、青矢羽根上に一時的にクルマを停めても違反ではありません。
でも、その場合、自転車は停車車両を右側から避けるルールになっているから、発進するときは要注意！

※交差点、横断歩道付近等での駐停車は違法です。



自転車の交通ルールを知っておこう!!

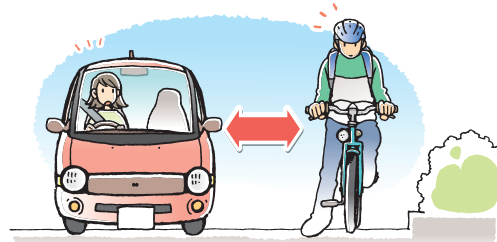
車道を通る自転車は
クルマ用信号に従うよ!!

歩道を通っている場合や、歩行者・自転車専用の標識があれば、歩行者用信号に従います。

ルールを破ると
危険だけでなく
“罰金”
もあり得るよ…

3 自転車を追い越す時は 間隔をあけて！

前を走る自転車って追い抜きたくなるよねえ…。
そんな時は、自転車と間隔を十分に
あけてあげてね！あなたが思っている
より自転車はクルマを怖がってるの。



無理な追い越しをしてしまうと…
5万円以下の“罰金”等

思いやりを
忘れずに!!